

令和6年秋季三重県火災予防運動実施要領

1 目的

この運動は、火災が多発する時季を迎えるにあたり、全国一斉の火災予防運動に加え、本県独自の運動を実施することにより、県民の防火意識を高揚し、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぎ、住みよい郷土づくりを推進していくことを目的とする。

2 県の運動目標

- (1)住宅用火災警報器等(以下、「住警器等」という。)の維持管理、点検方法の周知及び経年劣化した住警器等の交換を推進
- (2)感震ブレーカー等の普及推進

3 行動実施計画

(1)県

- ア 県庁舎及び地域庁舎における庁内放送による防火啓発
- イ 三重県ウェブサイトにおける防火啓発
- ウ 関係機関(建築部局、福祉部局等)と連携した住宅防火の推進
- エ 住警器等の適切な維持管理、点検方法の周知、及び経年劣化した住警器等の交換の推進
- オ 感震ブレーカー等の普及推進
- カ 防火ポスターの掲示(各県総合庁舎)
- キ 県及び県内各市町の行事实施計画の公表

(2)市町

令和6年秋季全国火災予防運動実施要綱をもとに、地域の実状に応じて運動を展開する。